村議ひぐちの
村民かわらばん
2008年 4月 7日 第 44号 発行責任者・ひぐち重喜

〒401-0502 山中湖村平野 1698 TEL&FAX 0555-65-7023
ホームページ http://h-kawaraban.jugem.jp/
メール: amir@mfi.or.jp

さらにおどろき！公金の行方

観光協会への補助金はどこへ？

皆さんの税金の大部分は、職員の人件費や村の事業に使われますが、各種団体への補助金としても交付されます。

ご存知のように、山中湖村の観光行政を支える「山中湖観光協会」には、村が毎年多額の補助金を交付しています。

まず、協会の運営補助金として協会費とほぼ同額の五百万円が毎年交付されてきました。その上、平成17年度より運営費とは別に、イベント事業などへの補助金として「特別補助金」が交付されています。

平成17年度の特別補助金の総額は一千百五十万円、18年度は一千百万円、平成19年度は一千万円が交付され、平成20年度も一千万円の予算が組まれています。

（会長は、元村議で元監査委員でもある高村幸元氏です）

ところが、情報公開で入手した過去の補助金に関する資料を調査すると、信じられない事実が判明しました。例えば「七百万円もの補助金が決算書に計上されていない」「補助金の『実績報告書』や『収支清算書』等が、一度も村に報告されていない」「申請時の事業と実際の事業内容が異なり、補助金の配分も申請時とは全く異なる（村長の承認が必要）」などいずれも「山中湖村補助金等交付規則」に違反し、協会の会計処理も全く不透明です。

そして、毎年の定期総会にも報告されない銀行口座が、別に存在することも判明しました。つまり、協会員や村に提出した決算書は、デタラメだったということです。

左にその補助金の流れと、協会の決算内容との関係を図で示しました。

違法なのにこの裁決

さて、樋口は、三月の定例議会の「予算特別委員会」において、この観光協会の違法な補助金問題について指摘し、大激論となりました。

結局、担当の観光課長および村長が、協会の違法性と公金管理の非を認め謝罪。さらに、平成18年度の決算を監査した天野凱弘議員も深く謝罪しました。

そして、議員全員が、今までの観光協会への補助金は「補助金等交付規則」に違反していることを認めました。したがって、観光協会は、補助金を受ける資格を失っており、村民への責任を明確にすべきです。

そこで、「観光協会特別補助事業」が入っている平成20年度予算を認めることは、「規則違反を認めること」になるので、「認めるべきではない」という結論になるはずでした。

ところが、羽田三三議員は、どこから入手したのか、決算書にも載っておらず協会員へも報告していない、別の銀行口座の写しを振りかざし（樋口が、回覧させるよう要求したが拒否）、「決算書にはないが、預金の写しをみると、お金の動きに間違いないので問題ない」と主張しだしました。こんなデタラメが通るはずがありません別な意図がありそうです。

そもそも、観光協会に別の銀行口座（隠し口座か？）が存在すること自体、大事件です。

しかし、羽田三三議員自体「違法である」ことは認めているにもかかわらず、「当初予算を否決することは 執行権の侵害だ」と、およそ二十年間勤める議員とは思えない無知な発言をおこない、さらに「当初予算を否決すれば、村長に対する不信任となり、村長は議会を解散するかもしれない」と根拠のない発言をするや、村長もそれに応呼して「今考えを巡らせているところだ」と二人で議員への脅しともとれる発言をはじめました。

これは「不信任」や「解散権」の何たるかを知らない議員への威圧であり、議会に対する冒涜です。

しかし、予算特別委員会の裁決において、この理不尽な脅しに屈せず「違法なものは認められない」として、四名の議員が毅然と当初予算に反対しました（六対四で認可）。

予算を組み執行するのは村長の権限です。それを審査しチェックするのが議会の責任です。羽田三三議員の言動は、議会議員としての責務を自ら放棄し、村民の負託と信頼を裏切る行為であります。

樋口は、観光協会に対する真相の解明と適正化を求め、今後も活動を続けます。

議会の現状を踏まえ、最後に議会や議員の言動をチェックするのは、納税者の皆さんであることを、くれぐれも忘れないでいただきたいと思います。

観光協会は、村の公金（補助金・委託金）をどのように経理処理したか？

●平成17年度の補助金と決算内容

平成17年度の村補助金

課目	金額
運営補助金	5,000,000
バーディングフェスト	500,000
ホームページリニューアル	4,000,000
イルミネーション事業	7,000,000
合計	16,500,000

平成17年度決算書

課目	金額
村補助金	5,000,000
村特別補助金	4,500,000
合計	9,500,000

平成17年度イルミネーション事業

課目	金額
村特別補助金	7,000,000
入会管理組合	2,500,000
合計	9,500,000

平成17年度決算書に計上せず詳細不明（不正経理）

村に報告せず

補助金等交付規則に違反

●平成18年度の補助金と決算内容

平成18年度の村補助金

課目	金額
運営補助金	5,000,000
特別補助金	11,000,000
合計	16,000,000

平成18年度決算書

課目	金額
村補助金	5,000,000
村特別補助金	11,000,000
合計	16,000,000

村に報告せず

●平成18年度臨時駐車場管理委託内容

平成18年度決算書に計上せず（簿外取引き・不正経理処理）

課目	金額	
駐車場収入	8,140,500	出納簿に記載せず
管理費支出	4,883,399	存在が不明
委託料収入	2,000,000	存在が不明
村への清算金	1,257,191	村に納付済

注：本文記事のとおり、観光協会の決算書および定期総会に報告しているものとは別の「銀行口座」がある事が判明している。

●平成18年度特別補助金の申請計画書と実際の決算報告書

イベント名	申請書	決算報告書	
	予算額	予算額	決算額
1“06’山中湖フォトグランプリ”	3,000,000	0	0
2“Mt.Fujiバーディングフェスト”	500,000	500,000	0
3“ふじやまフリーマーケット in山中湖”	1,500,000	2,500,000	2,462,540
4“夕焼けのなぎさ紅葉祭り”	1,900,000	3,000,000	3,831,639
5“FUNTASEUM”	5,600,000	6,000,000	6,745,863
6“YAMANAKAKO Diamond FujiWeeks”	700,000	2,100,000	2,652,188
＊F-1対策費	申請時なし	500,000	137,235
＊イベント推進費	申請時なし	400,000	346,512
合計	13,200,000	15,000,000	

＊：実際の事業内容は申請時と異なっており、「補助金等交付規則」に違反している

注：補助金等交付規則）第7条

（1）「補助事業等に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、村長の承認を受けること」

（2）「補助事業を中止し、又は廃止する場合は、村長の承認をうけること」

お礼とお願い 村政についてのご意見や励まし・ご提言を、お手紙や電話・FAXメールで沢山いただいております。今後ともいろいろなご意見をお聞かせください。これからの活動に役立てます。